



食料・農業・農村基本計画改定に向けた 日本野鳥の会の提言

（公財）日本野鳥の会
田尻浩伸

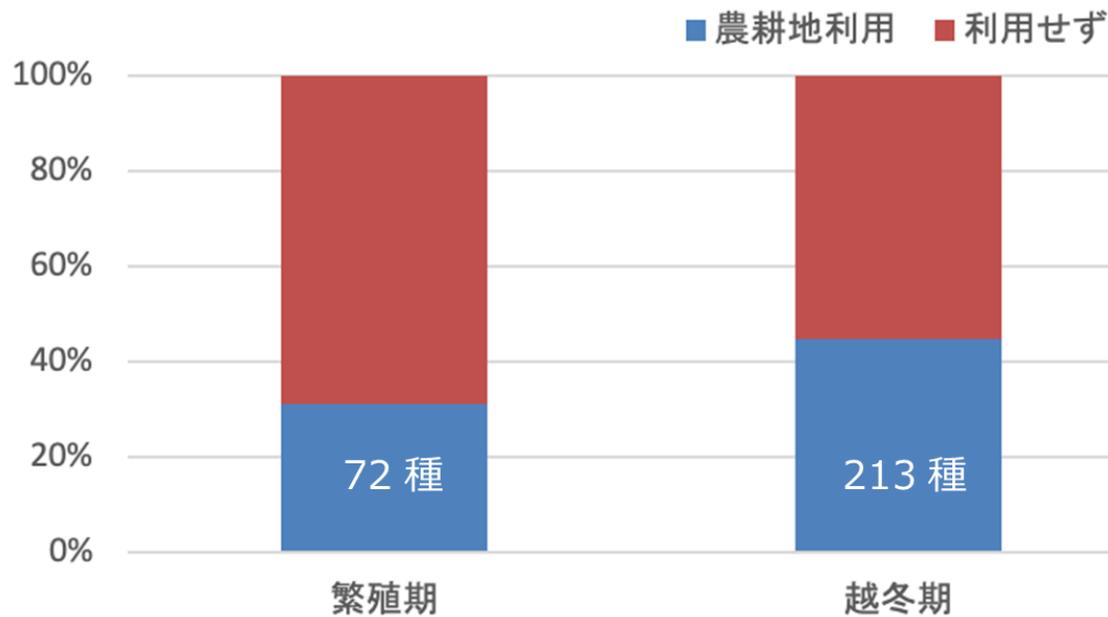
- ・ 野鳥をシンボルに、生物多様性保全に取り組む自然保護団体
- ・ 会員・支援者数 約5.0万人
- ・ 法人会員 約100社
- ・ 地域の自然を守る支部（連携団体）：全国に85団体

<ビジョン2030>

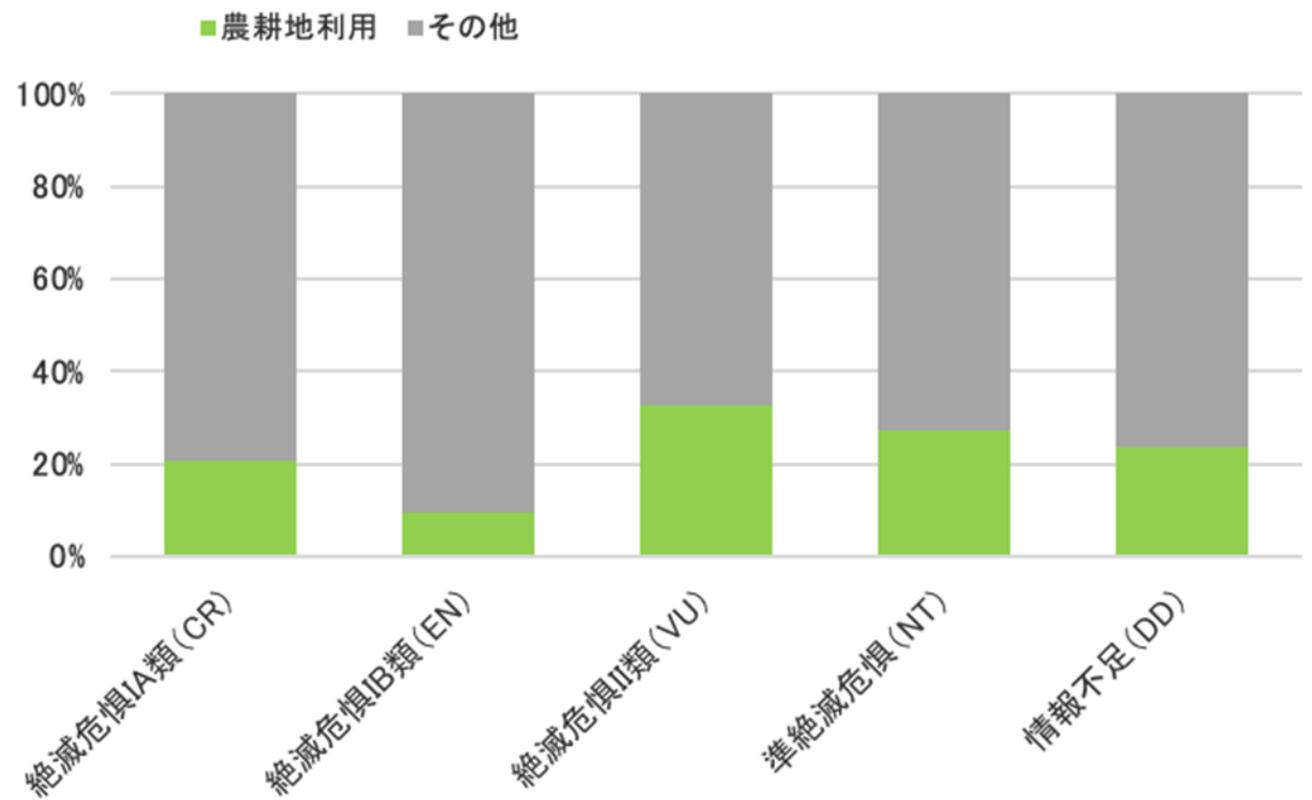
1. 絶滅危惧種の保護と野鳥の生息地保全
2. 地域の自然が地域の手で守られる社会づくり
3. 生きものや自然に配慮したエネルギーシフトの実現
4. 自然への理解者の増加
5. 自然保護を担う次世代の育成



日本産鳥類の多くの種が農耕地を利用



農地（水田）を利用する絶滅危惧種も多い



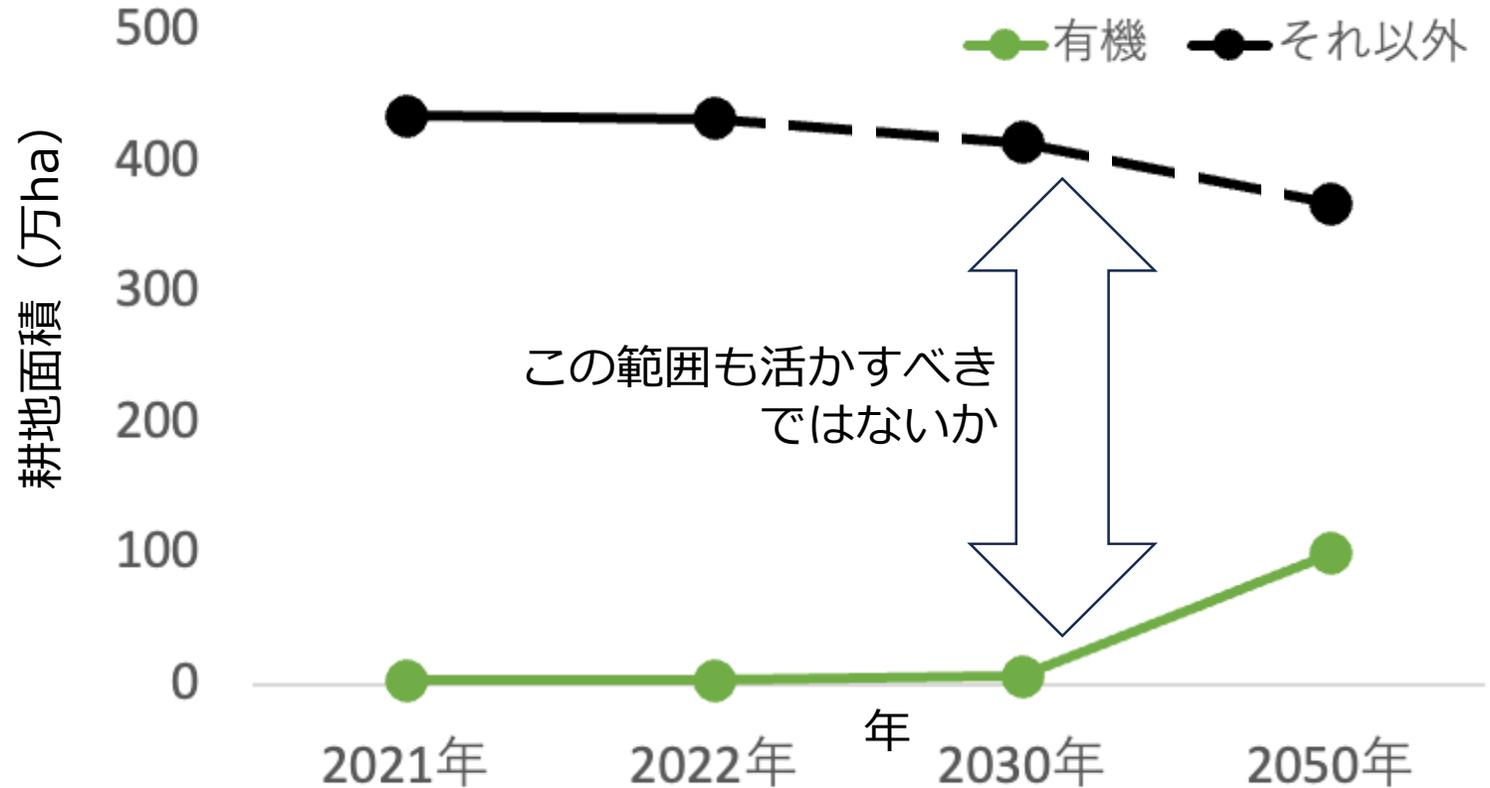
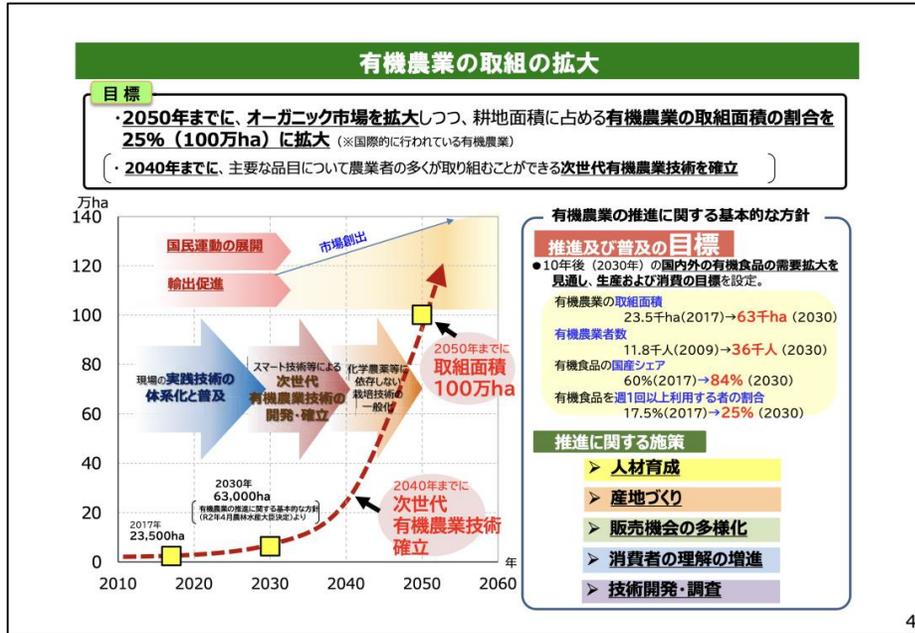
基本法の第三条では、「食料供給の各段階において環境に負荷を与えていることから、負荷の低減を図ることで環境との調和を図る」と書かれている。基本法条文中に「環境への負荷の低減」は10回ほど出てくるが、環境を向上させるとは書かれていない。しかし、**他の産業と異なり、農業は工夫次第で環境、特に生物多様性を産業内（システム内）で向上させることが可能**である。

そこで、基本計画においては、**環境、特に生物多様性の向上**を目指すことを明記していただきたい。

たとえば、みどりの食料システム戦略では2050年までに全農地の25%、100万haを有機とする目標が示されているが、この時、有機農業面積の拡大に留まらず、残りの75%、300万haも含めて、減化学合成農薬、減化学肥料、慣行農法など**有機農業以外の農法における生物多様性向上への関与**を同時に進めるべきである。

その結果を農産物や広報媒体によって周知することで、有機農業を含む持続可能な農業に対する国民、農家の認識も高まると期待される。

提言 1 環境負荷低減を超えて環境の向上を目指すべき



※2030年、2050年の耕地面積は2012年から2022年の耕地面積の変化率から推定

提言 1 環境負荷低減を超えて環境の向上を目指すべき

有機農業が環境にもたらす効果に関する最近の研究・調査事例



有機農業が、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表されている。

水田における栽培方法と生物群の多様性との関係

生物群 ¹	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < 有機
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減・有機
アカネ属	慣行 < 有機
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < 有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

令和元年8月28日(国) 農研機構プレスリリース
「(研究成果) 有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

有機農業の地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※ (tCO ₂ /ha/年)	実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	1.04	11,610	12,074

※有機農業に取り組んだ場合と、一般的な管理(化学肥料の使用)を行った場合とで、温室効果ガス排出量を比較(引換算)した数値。
環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会(第9回、令和6年3月7日)資料より農業環境対策取りまとめ

(参考)

IFOAM (国際有機農業運動連盟) による有機農業とSDGsの関係

- 2 持続可能な農業システムは持続可能な食料生産を促進する
- 3 化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる
- 6 化学物質の水路への流出防止につながる
- 12 有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる
- 13 適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる
- 15 生態系の維持・生物多様性に貢献できる

※IFOAMジャパンの資料をもとに農業環境対策課作成

海外での有機農業の効果に関する研究事例

ハインリヒ・フォン・チューネン研究所 (ドイツ連邦政府のシンクタンク) の報告

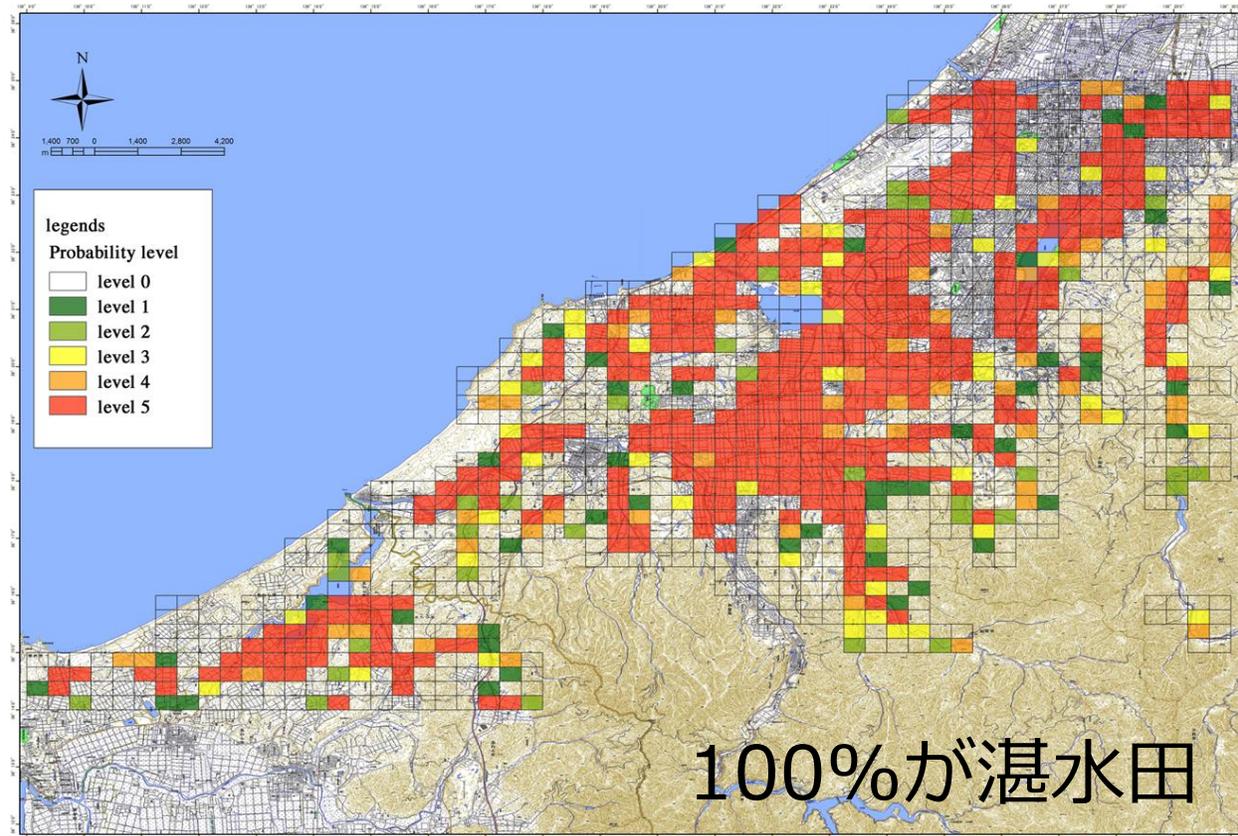
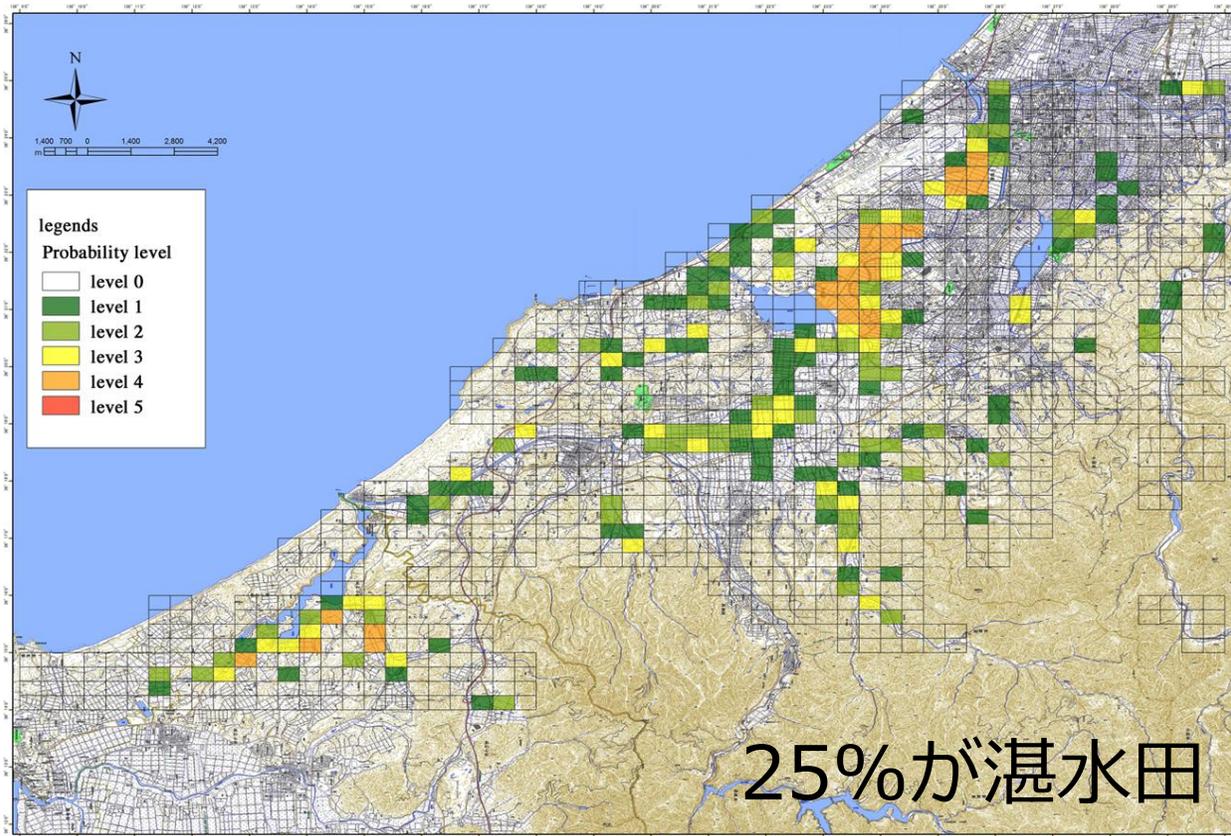
2019年、528の既往の調査文献における2,816件の有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理し、有機農業では、**水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止(土壌炭素貯留)、土壌浸食防止、資源(窒素等)の利用効率、動物福祉**の面で有意な差がある(有機農業の方が優良)旨整理。
(https://literatur.thuenen.de/diglib_extem/dn060722.pdfをもとに農業環境対策課が整理)

生物群 ¹	栽培方法間の比較	個別の管理法の影響
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < 有機	除草剤の成分回数 ² が少ないほど多い
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減・有機	特定の箱剤 ³ を施用しないと多い
アカネ属	慣行 < 有機	特定の箱剤を施用しないと多い 輪作・裏作をしないと多い
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < 有機	畦畔の植生高が高いほど多い
ニホンアマガエル	農薬節減 < 慣行	畦畔の植生高が高いほど多い
ドジョウ科	差なし	輪作をしないと多い 早く湛水するほど多い
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い	なし
陸鳥	差なし	なし

野外調査は作付け期間 (5月ー8月)
⇒水鳥はサギ類など肉食の種が中心
⇒越冬期の鳥類に対して、できることはある

湛水面積が増えると、絶滅危惧種トモエガモが利用する確率が高まる

(電波発信機をもちいた採食地調査と土地利用状況から推測。 ■：飛来確率80%以上)



提言 2 環境負荷に関するPDCA、KPIも設定すべき

今年7月に公開された「食料・農業・農村基本法 改正のポイント」では、「食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入する。」と示されている。PDCAサイクルの実施やKPIの設定は、前述の項目だけでなく、**生物多様性を含む環境負荷の低減についても設定**すべきである。

改正のポイント⑥：改正基本法に基づく次期基本計画の策定

答申 (R5.9 食料・農業・農村政策審議会)

- 平時からの食料安全保障を実現する観点から、**現状の把握、課題の明確化、具体的施策、その施策の有効性を示すKPIの設定**を行う。
- PDCAサイクルにより**施策の見直し、KPIの検証**を行うべきである。なお、**環境保全等の持続可能性、安定的な輸入、食品アクセス、農業用水等の水資源の確保等、国内外の情勢も踏まえつつ、適切な指標や目標を検討**する。
- 食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、**それに加え、新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標を設定**する。
- **定期的に現状を検証する仕組み**を設ける。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく 具体的な施策の内容、工程表 (R5.12 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)

- **食料安全保障の状況を平時から評価する仕組み**
 - ① 食料安全保障をめぐる**世界の情勢の分析**を行う。
 - ② 我が国の食料安全保障について、主たる項目ごとに、**現状分析、課題の明確化、具体的施策、施策の評価のためのKPIの設定**を行う。
その際、食料自給率に加え、**食料安全保障上の様々な課題の性質に応じたKPIの設定**を行う。
 - ③ また、**PDCAを回し、施策の見直しやKPIの検証**を行う。
- **次期食料・農業・農村基本計画の策定 (令和7年春頃)**

次期基本計画 (令和6年度中)

- **食料自給率その他食料安全保障の確保に関する事項の目標の達成状況を少なくとも年一回調査・公表し、PDCAを回す新たな仕組みを導入**する。

【参考 改正食料・農業・農村基本法 (下線部分は改正箇所)】

第17条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画 (以下「基本計画」という。) を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4～6 (略)

7 政府は、少なくとも毎年一回、第二項第三号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

8～9 (略)

←生物多様性を含む環境負荷の低減についても設定すべき

提言3 クロスコンプライアンスの取り組み内容の検討を続けるべき

環境負荷低減に向け、今年からクロスコンプライアンスの試行が開始された。特に生物多様性にかかる取り組みについて、現在の**取り組み内容の効果**を測定し、**課題を抽出、見直しを継続する仕組みを明記**するべきである。

また、その取り組み内容の検討にあたっては自然保護NGOや研究者の意見を取り入れ、より実効性の高いものにすべきである。そうすることで、生物多様性の向上のみならず、国民や農家の意識向上や農産物の付加価値向上も期待できる。

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、基本計画の改定を行う。 ○ また、基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つなど、食料安全保障の強化に向けて施策を集中実施。 ○ 合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方などの関連法案については、令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討。 	
食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の協働によるコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食料供給に必要な合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化 ・食料システムの持続性の確保に向けた食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）等
人口減少下における農業用インフラの安全管理（土地改良法制の見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に対応し、基幹的な排水施設において、申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化 ・末端インフラの適切な保全のため、土地改良区と地域の関係者による協議・体制づくりを推進 ・災害リスクの増大に対応するため、緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加
環境負荷低減の取組推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施（令和6年度から試行実施中） ・更に先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設（令和9年度以降を想定） ・消費者理解醸成に向けた環境負荷低減の取組の見え易化、エコツリットによる民間資金の活用 等
食料供給困難事態への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・民間在庫を含めた国の潜在的な食料供給確保量の把握 ・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた総合的な備蓄方針の明確化 ・具体的な局面を想定した食料供給困難事態の対処方針の明確化 等
人・農地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末までの各地における地域計画の策定 ・地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備 ・令和7年中に、食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化 等
スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中に、スマート農業技術の重点開発目標の設定（基本方針の策定） ・農研機構の施設供用等を通じたスタートアップ支援 ・リース方式、サービス事業体等を通じたスマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進 等

✓ 生物多様性への悪影響の防止



↓
不必要な防除の削減

← 「適正な防除」の再掲にとどめず、より有効な取り組みを検討、掲載すべき

Global Goal for Nature: Nature Positive by 2030

